

社会福祉法人華翔会
看護小規模多機能型居宅介護滝頭
看護小規模多機能型居宅介護 運営規程

(目的)

第 1 条 社会福祉法人華翔会が開設する看護小規模多機能型居宅介護滝頭 静岡県裾野市茶畑字滝ヶ窪 1072 番地の 3 (以下「事業所」という。)が実施する看護小規模多機能型居宅介護の事業の適正な運営を確保するために、以下に関する項目を定める。

- 〈1〉 事業の目的及び運営方針
- 〈2〉 職員の職種、数及び職務の内容
- 〈3〉 利用定員
- 〈4〉 利用者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- 〈5〉 通常の送迎の実施地域
- 〈6〉 利用に当たっての留意事項等
- 〈7〉 非常災害対策
- 〈8〉 その他の事業所の運用に関する重要事項

〈1〉 事業の目的及び運営方針

(事業の運営方針)

第 2 条 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(サービスの取り扱い方針)

第 3 条 利用者へのサービスの提供は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者へのサービス提供に関する計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

- 2 利用者へのサービス提供は、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 利用者へのサービス提供は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

- 4 利用者へのサービス提供は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 事業所の職員は、利用者へのサービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なうものとする。
- 6 事業所は、利用者へのサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

〈2〉 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名 (兼務)
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上 (常勤)
介護支援専門員は、利用の申し込みに係る調整、利用者に係る看護小規模多機能型居宅介護計画の作成、サービスの調整を行なう。
- (3) 看護職員・介護職員 7名以上
看護職員・介護職員は、サービスの提供に当たり利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者に対し適切なサービスを行なう。
- (4) 生活相談員 1名以上 (兼務)
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整のほか、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (5) その他職員 実情に応じた必要数

(職員の専従)

第5条 事業所の職員は、専ら当該事業所の職務に従事する者でなければならない。但し、利用者のサービスに支障が無い場合はこの限りでないものとする。

(勤務体制の確保等)

第6条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

- 2 事業所は、当該事業所の職員によってサービスを提供するものとする。但し、利

用者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないものとする。

3 事業所は、職員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

〈3〉利用定員

(利用定員)

第7条 事業所の登録定員は29名とする。

- (1) 通いサービスの利用定員は1日18名とする。
- (2) 泊まりサービスの利用定員は1日9名とする。

(定員の遵守)

第8条 事業所は 通いサービス及び泊りサービスの定員を遵守するものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

〈4〉利用者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(利用者へのサービス計画)

第9条 事業所のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等を十分に把握し、介護支援専門員は個別に利用者に係る看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

(介護)

第10条 介護は、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならないものとする。
- 3 事業所は、利用者の身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。

- 4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立につい

て必要な支援を行うものとする。

- 5 事業所は、オムツを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替えるものとする。
- 6 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行なう離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 事業所は、利用者に対し、その負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(食事)

第 11 条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第 12 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、常にその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 13 条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行なうこれらの活動を支援するものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 14 条 事業所は、利用者に対し、その心身の状況等を踏まえて、日常生活を営むのに必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 15 条 事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の

ための適切な措置をとるものとする。

- 2 主治医の指示のもと、訪問介護サービスを提供することができるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第 16 条 事業所は、通常の事業の実施区域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスの提供が困難であると認めた場合は、適当な事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(心身の状況等の把握)

第 17 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(受給資格等の確認)

第 18 条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、利用者が提示する被保険者証によって受給資格等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 19 条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているのかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないものとする。

(利用者がサービスを受けるための援助)

第 20 条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を、市町村に対して届け出ること等により、サービス提供に係る費用が保険給付の対象になり得ることの説明を行ない、居宅介護支援事業者に関する情報の提供を行い、その

他の必要な援助を行なうものとする。

(緊急時等の対応)

第 21 条 事業所は、サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合又はその他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じるものとする。

(利用料等)

第 22 条 事業所が提供する看護小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

2 前項以外に次の各号に掲げる費用については、別に支払いを受けるものとする。

(1) 理美容代 別紙に定める額

(2) 介護サービスの提供の一環として提供する日常生活の便宜についての費用で、利用者に負担させることが適当なもの

(イ) 利用者の希望により、身の回りの品として日常生活に必要なものを提供する
場合の費用 (歯ブラシや化粧品等) 別紙に定める額

(ロ) 利用者の希望により、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場
合の費用 (クラブ活動の材料費等) 別紙に定める額

(3) 居住費 別紙に定める額

(4) 食費 別紙に定める額

(5) その他、サービスの提供とは関係のない費用は実費として徴収することとする。

3 サービス内容及び費用についての説明と同意取得

事業所は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、看護小規模多機能型居宅介護計画等の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(社会福祉法人等の利用者負担軽減)

第 23 条 事業所は、利用者が提示する軽減の確認証の内容、看護小規模多機能型居宅介護計画等に従い市町村より利用者負担の支払いを受けることができるものとする。

〈5〉 通常の送迎の実施地域

第 24 条 通常の送迎の実施地域は、裾野市内とする。

〈6〉 利用に当たっての留意事項等

(利用上の留意事項)

第 25 条 利用者は、事業所の利用の際に、次のことに留意するものとする。

- (1) 事業所・設備等を破損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (2) 許可を受けないで、物品等の展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。
- (3) 許可を受けないで火気等を使用しないこと。
- (4) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 機能訓練器具等を許可なく使用しないこと。
- (7) 事業所内は禁煙のため厳守すること。
- (8) 飲酒は原則として禁止とする。
- (9) その他管理上必要な指示に従うこと。

〈7〉 非常災害対策

(非常災害対策)

第 26 条 非常災害対策については、地域防災活動への積極的な参加並びに警察署・消防署と定期的な情報交換を持つこととする。

- 2 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するために備え計画を策定し、年 2 回の消防訓練及び避難、救出訓練を実施する。非常時に備え消防署との直通回線、非常用すべり台、非常用階段、消火器、屋内消火栓を整備し、定期的に設備点検を実施する。また近隣との協力関係を結ぶこととする。

〈8〉 その他の事業所の運用に関する重要事項

(苦情処理)

第 27 条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、寄せられた苦情及びその解決等について、館内掲示等により公表するものとする。
- 4 事業所は、その提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出又は提示の求め若しくは当該市町村の質問又は照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に

報告するものとする。

- 6 事業所は、その提供したサービスに係る、利用者からの苦情に関して、国民健康保険組合団体連合会が行なう調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 7 事業所は、国民健康保険組合団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険組合団体連合会に報告するものとする。

(第三者委員)

第 28 条 事業所は、苦情相談窓口では言い難いこと、若しくは事業所に対する不満等の苦情相談に社会性や客観性を確保し、入所者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員会を設置するものとする。

(記録の整備)

第 29 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 看護小規模多機能型居宅介護計画

(2) サービス日誌

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 市町村への通知にかかる記録

(5) 提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録

(6) サービスにより事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際し採った処置についての記録

(衛生管理等)

第 30 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じることとする。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(掲示)

第 31 条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行うもの

とする。

(秘密保持等)

第 32 条 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 33 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(事故防止のための措置に関する事項)

第 34 条 事業所は、事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第 35 条 事業所は、ハラスメントの発生またはその再発を予防するため、指針の整備を行うとともに、研修を実施その他必要な配慮を行う。

(その他)

第 36 条 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人華翔会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。